

令和5年度 第2回海老名市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和5年8月4日（金）午前10時から
場 所：海老名市役所 3階 政策審議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議 題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 海老名市子ども・子育て会議の概要について
- (3) (仮)海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）
について

4 その他

5 閉 会

子ども・子育て会議 委員名簿（15名）

任期：令和5年8月1日から令和7年7月31日まで（2年間）

	氏名	選出区分	団体名	所属・職名	備考
団体推薦枠	ミズカミ シンイチ 水上 信一	事業主代表	株式会社 ハートフルタクシー	常務取締役	3期目 (令和元年8月1日から)
	ナカオ タカノリ 中尾 隆徳	労働者代表	日本労働組合総連合会 県連合会県中央地域連合	事務局長	3期目 (令和元年8月1日から)
	カネフタ マサノリ 鍵渡 正徳	関連事業者	私立幼稚園協議会	有鹿幼稚園 園長	新任
	イノウエ トモミ 井上 友美	関連事業者	民間保育会	かしわ台あおぞら 保育園 園長	新任
	トガシ タロウ 富樫 太郎	関連事業者	民間保育会	虹の子保育園 園長代理	新任
	キタガワ エリ 北川 絵理	関連事業者	学童保育連絡協議会	エレメンタリーガーデン 支援員	2期目 (令和3年7月1日から)
	キタムラ トモミ 北村 智美	関連事業者	地域型保育事業代表	ぼとふ上今泉 園長	新任
	コバヤシ サトミ 小林 里実	学識経験者	P T A連絡協議会	有馬小学校 P T A会長	2期目 (令和5年5月15日から)
	イシイ ユキ 石井 友紀	学識経験者	小中校長会連絡協議会	柏ヶ谷小学校 校長	2期目 (令和5年5月15日から)
	ヨネヤマ タマエ 米山 珠枝	学識経験者	民生委員児童委員協議会	中央地区 主任児童委員	2期目 (1期：令和3年7月1日 ～令和4年11月30日)
ハヤシ マチコ 林 まち子	学識経験者	国際ソロプチミスト	会員	2期目 (令和3年7月1日から)	
市民公募枠	オオカワラ ユウスケ 大河原 雄亮	保護者	公募市民	—	2期目 (令和3年7月1日から)
	ヤスダ ヨウジ 安田 洋司	保護者	公募市民	—	新任
	コバシ マリコ 小針 真理子	保護者	公募市民	—	2期目 (令和3年7月1日から)
	ヤマサキ ナナ 山崎 奈菜	保護者	公募市民	—	新任

海老名市子ども・子育て会議の概要について

1 目的及び設置根拠

「子ども・子育て支援法」に基づき、市の子ども・子育て支援施策について、子育て当事者及び関係者を交えて審議することを目的としています。会議に必要な事項は「海老名市子ども・子育て会議条例」に定めています。

2 審議の内容

「子ども・子育て支援法」の第 72 条で定められた事項について審議いたします。

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（抜粋）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

▶ 特定教育・保育施設（保育園や幼稚園の一部）の新設等に伴う利用定員設定を審議します。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

▶ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の新設等に伴う利用定員設定を審議します。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

▶ 計画を策定・改定するときには審議します。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

▶ 市の子ども・子育て支援事業計画について必要な事項を審議します。

▶ 毎年、1 回目の会議で前年度の『実施状況報告』を審議します。

3 会議の構成

子ども・子育て会議条例で、会議は事業主代表・労働者代表・保護者などから構成される15名以内で組織することとされています。委員の任期は2年で会議は年2～3回程度開催しますが、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく審議事項がある場合はその都度開催します。

なお、委員長及び副委員長の選出についても、会議で決定いたします。

団体推薦（11名）	事業主代表、労働者代表、関連事業者、学識経験者
公募市民（4名）	保護者

4 海老名市子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条で自治体ごとに策定が定められている法定計画です。

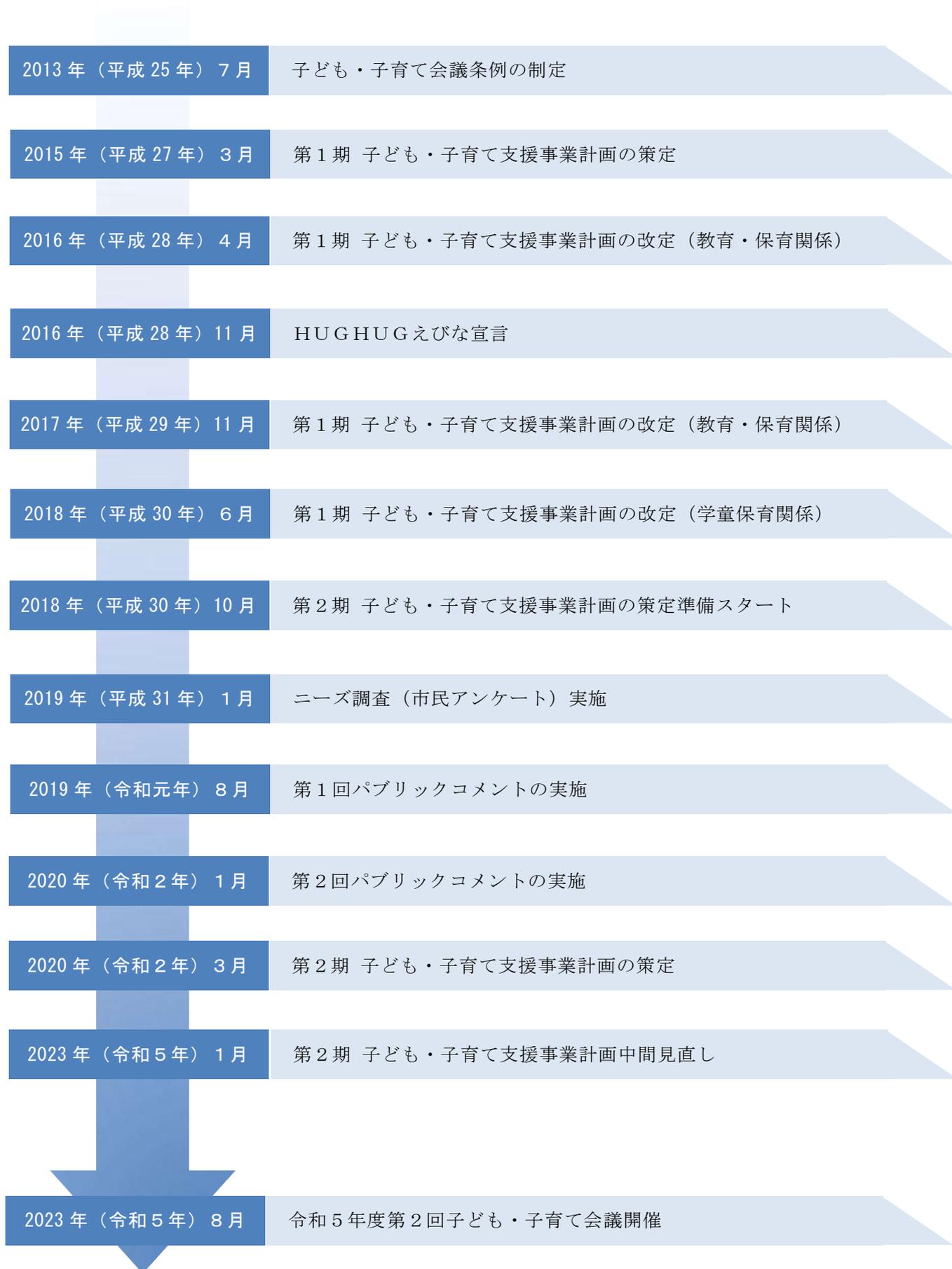
市は、これまで平成27年度から令和元年度までを第1期、令和2年度から令和6年度までを第2期とする「海老名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て会議では現在、第2期計画に定めた69事業の達成状況等を審議しています。

なお、5年の計画期間の中間年度である令和4年度に、時勢の変化に対応するため、第2期計画の内容を一部見直ししています。

策定根拠	子ども・子育て支援法第61条	
計画期間	5年を1期とする	第1期：2015年（平成27年）～2019年（令和元年）
		第2期：2020年（令和2年）～2024年（令和6年）
対象とする 子どもの年齢	出産前の妊娠期を含む、0歳から小学生までの子ども	

5 子ども・子育て会議の沿革



(仮)海老名市こども計画(第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画) について

1 概要

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了することから、今後、令和7年度～令和11年度の5か年を計画期間とする第3期計画を策定します。

令和5年4月に施行されたこども基本法第10条では、市町村に対し、こども計画を策定することが努力義務化されており、市は、現行の計画と一体化して策定します。

こども計画は、国が示すこども大綱や県のこども計画を勘案して策定することとされているため、今後、国・県の動向の注視が必要です。

なお、計画策定にあたっては、専門的な知識・技術・経験等を有する事業者へ委託する予定です。

(1) こども基本法(抜粋)

第10条第2項及び第5項(都道府県こども計画等)

第2項

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 策定イメージ

【現計画】第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画

- ・子ども・子育て支援法「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律「子どもの貧困対策」



【次期計画】（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）

- ・子ども・子育て支援法「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律「子どもの貧困対策」

・こども大綱（以下3大綱を一元化）を勘案

- ①少子化社会対策大綱
- ②子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者計画に関連）
- ③子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策に関連）

- ・都道府県こども計画を勘案

2 策定支援業務委託事業者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 実施スケジュール

日程	項目
8月17日（木）	プロポーザル公告日
8月17日（木）～31日（木）	参加意向申出受付期間
9月25日（月）	一次審査（書類審査）
10月3日（火）	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
10月16日（月）	契約締結

※予定は変更となる場合があります。

3 策定スケジュール

日程		子ども・子育て会議	(仮) 海老名市こども計画
令和5年度 調査	8月4日(金)	第2回会議開催	
	8月17日(木)～ 10月16日(木)		委託事業者の選定実施・契約締結
	10月下旬～11月下旬		ニーズ調査案作成・こども等の意見聴取方法検討
	10月～12月		国からこども大綱発出
	11月下旬	第3回会議開催	会議でニーズ調査案の提示
	12月中旬～下旬		ニーズ調査実施
	1月～2月		ニーズ調査結果集計・分析
	2月上旬	第4回会議開催	会議でニーズ調査結果報告
令和6年度 計画策定	4月～7月		こども等の意見聴取実施 (実施回数も要検討)
	5月下旬	第1回会議開催	
	6月～7月		計画骨子案作成
	7月下旬	第2回会議開催	
	8月～9月		パブリックコメント実施(骨子案)
	9月下旬	第3回会議開催	
	11月		計画素案作成
	11月下旬	第4回会議開催	
	12月～1月		パブリックコメント実施(素案)
	1月	第5回会議開催	
3月	第6回会議開催	計画策定	

※予定は変更となる場合があります。

第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画
子ども・子育て支援事業

令和5年9月

子ども・子育て支援事業一覧

No.	支援事業	事業所管課	掲載ページ
基本目標Ⅰ 安心して子どもを預けられる教育・保育施設と学童保育施設を提供できる体制づくり			
1	幼稚園充実事業	保育・幼稚園課	5
2	保育所充実事業	保育・幼稚園課	5
3	認定こども園充実事業	保育・幼稚園課	5
4	小規模保育事業	保育・幼稚園課	5
5	家庭的保育事業	保育・幼稚園課	6
6	居宅訪問型保育事業	保育・幼稚園課	6
7	事業所内保育事業	保育・幼稚園課	6
8	公立保育園のあり方	保育・幼稚園課	6
9	病児保育	保育・幼稚園課	7
10	病後児保育	保育・幼稚園課	7
11	一時預かり事業	保育・幼稚園課	7
12	延長保育事業	保育・幼稚園課	7
13	子育て短期支援事業	子育て相談課	8
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育・幼稚園課	8
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課	8
16	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	学び支援課	8
17	放課後子ども教室(あそびっ子クラブ)	学び支援課	9
18	放課後子ども教室(まなびっ子クラブ)	学び支援課	9

No.	支援事業	事業所管課	掲載ページ
基本目標Ⅱ 親と子の健康を確保するための環境づくり			
19	妊婦健康診査	こども育成課	9
20	妊婦歯科健康診査	こども育成課	9
21	乳児家庭全戸訪問事業	こども育成課	10
22	すこやかマタニティスクール	こども育成課	10
23	特定不妊治療費助成事業	こども育成課	10
24	不育症治療費助成事業	こども育成課	10
25	乳幼児健康診査	こども育成課	11
26	家庭訪問	こども育成課	11
27	育児相談	子育て相談課	11
28	親と子の相談支援事業	こども育成課	11
29	健康診査事後指導事業	こども育成課	12
30	乳幼児予防接種	こども育成課	12
31	離乳食講座	子育て相談課	12
32	むし歯予防教室	子育て相談課	12
33	子ども医療費助成事業	国保医療課	13
34	新入学児童運動能力測定	文化スポーツ課	13

No.	支援事業	事業所管課	掲載ページ
基本目標Ⅲ 妊娠・出産から切れ目のない総合的な子育て支援を提供できる体制づくり			
35	子育て情報発信事業	こども育成課	13
36	こどもセンター連携会議	こども育成課	13
37	ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談課	14
38	仕事と育児の両立支援事業	市民相談課	14
39	子育て・子育て応援事業	こども育成課	14
40	教材費支援事業	就学支援課	14
41	修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業	教育支援課	15
42	子育て支援センター	子育て相談課	15
43	地域版子育て支援センター	子育て相談課	15
44	小学校スポーツ大会の実施	教育支援課	15
45	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業	文化スポーツ課	16
46	保育園等の安全監視員の配置	保育・幼稚園課	16
47	安全・安心子どもパトロール	保育・幼稚園課	16
48	学校の安全監視員の配置	就学支援課	16
49	通学路安全パトロールの実施	就学支援課	17

No.	支援事業	事業所管課	掲載ページ
基本目標Ⅳ 配慮を必要とする子どもと家庭への支援			
50	児童発達支援事業	障がい福祉課	17
51	保育所等訪問支援事業	障がい福祉課	17
52	医療的ケア児支援事業	障がい福祉課	17
53	放課後等デイサービス事業	障がい福祉課	18
54	就学前後の相談支援事業	教育支援課	18
55	支援教育補助指導員・介助員・看護介助員等配置事業	教育支援課	18
56	通級指導教室による児童生徒支援事業	教育支援課	18
57	ひとり親家庭等家賃助成	こども育成課	19
58	スクールライフサポート	就学支援課	19
59	ライフ・スタディサポート事業	学び支援課	19
60	教育訓練給付金	こども育成課	19
61	高等職業訓練促進給付金	こども育成課	20
62	高等学校卒業程度認定試験合格支援制度	こども育成課	20
63	母子・父子自立支援員による相談事業	こども育成課	20
64	養育支援訪問事業	子育て相談課	20
65	虐待防止の相談及び啓発活動	子育て相談課	21
66	教育支援センター（えびりーぶ）	教育支援課	21
67	不登校児童・生徒支援事業（びなるーむ）	教育支援課	21
68	通訳派遣	市民相談課	21
69	母子健康手帳の多か国語版	こども育成課	22

子ども・子育て支援事業

支援事業No.	1	幼稚園充実事業	保育・幼稚園課			
事業概要	幼稚園については、一定のニーズが見込まれます。市では、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるよう取り組みます。教育時間終了後の預かり保育等の様々なニーズによる保育に対して運営費を助成し、待機児童解消のための環境整備を行います。					
計画の指標となるもの	教育時間での保育を希望する児童数の量の見込み	令和2年 1,401名	令和3年 1,389名	令和4年 1,996名	令和5年 1,988名	令和6年 1,964名
5年後の方向性	令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化により、幼稚園を利用することを希望する世帯はより増えることが見込まれます。しかし一方で全国的な少子化による児童数の減少があるため、今後の市民のニーズに合わせた事業運営が必要と考えています。					
支援事業No.	2	保育所充実事業	保育・幼稚園課			
事業概要	新規保育所の設立や既存保育所の定員拡大など、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年 △508名	令和3年 △453名	令和4年 3名	令和5年 △27名	令和6年 △43名
5年後の方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					
支援事業No.	3	認定こども園充実事業	保育・幼稚園課			
事業概要	既存幼稚園の認定こども園への移行により、保育が必要な児童を少しでも多く受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年 △508名	令和3年 △453名	令和4年 3名	令和5年 △27名	令和6年 △43名
5年後の方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					
支援事業No.	4	小規模保育事業	保育・幼稚園課			
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、新規の小規模保育施設の設立により、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるような取り組みを行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年 △508名	令和3年 △453名	令和4年 3名	令和5年 △27名	令和6年 △43名
5年後の方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					

支援事業No.	5	家庭的保育事業				保育・幼稚園課
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、保育者の居宅等で、5名以下の3歳未満の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するものです。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		△508名	△453名	3名	△27名	△43名
5年後の方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					
支援事業No.	6	居宅訪問型保育事業				保育・幼稚園課
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、3歳未満の乳幼児の居宅において1対1を基本とする保育を実施します。保育所等では対応しきれないニーズなど、個々に応じた柔軟な利用が可能となります。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		△508名	△453名	3名	△27名	△43名
5年後の方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					
支援事業No.	7	事業所内保育事業				保育・幼稚園課
事業概要	子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として位置づけられており、企業が仕事と子育ての両立を支援するため、従業員の子どもの預かり、保育を実施します。また、地域の3歳未満の子どもの受け入れが可能な施設となります。					
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		△508名	△453名	3名	△27名	△43名
5年後の方向性	多様化する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて需要の見込める地区に対して戦略的に整備を進めます。					
支援事業No.	8	公立保育園のあり方				保育・幼稚園課
事業概要	待機児童の解消を図るため、保育園の定員拡大を鋭意進めていますが、少子化の進展により、近い将来、保育需要の減少が見込まれます。このため、定員調整、老朽化対策、民間活力の活用などを総合的に推進するため、公立保育園の統廃合や民営化を図ります。					
計画の指標となるもの	公設公営保育所の数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		5か所	4か所	4か所	4か所	4か所
5年後の方向性	障がい児保育、年度途中での受け入れのための定員枠の確保、市内保育所の指導的役割など、公立保育園として果たすべき役割もあるため、市内3地区に1園ずつの直営園を堅持します。申込数などの状況を見極め、市内3園体制に向けたスケジュールを示します。					

支援事業No.	9	病児保育	保育・幼稚園課			
事業概要	小規模保育施設（ほほえみさくら保育園）に併設する、病児・病後児保育室（ほほえみルーム）で病気中の生後6ヶ月から小学6年生までの児童を一時的に預かります。保護者が就労しているなど、家庭での保育が困難である方が利用の対象となる事業です。					
計画の指標となるもの	病児・病後児保育利用人数	令和2年 実施検討	令和3年 実施検討	令和4年 200名	令和5年 200名	令和6年 200名
5年後の方向性	保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、継続して事業を実施します。					
支援事業No.	10	病後児保育	保育・幼稚園課			
事業概要	小規模保育施設（ほほえみさくら保育園）に併設する、病児・病後児保育室（ほほえみルーム）で病気中の生後6ヶ月から小学6年生までの児童を一時的に預かります。保護者が就労しているなど、家庭での保育が困難である方が利用の対象となる事業です。					
計画の指標となるもの	病児・病後児保育利用人数	令和2年 200名	令和3年 200名	令和4年 200名	令和5年 200名	令和6年 200名
5年後の方向性	保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、継続して事業を実施します。					
支援事業No.	11	一時預かり事業	保育・幼稚園課			
事業概要	現在、海老名市内の公立・私立合わせ15の保育所において、一時預かり事業を実施しています。自宅保育者以外にも保育所待機者の代替施設としてのニーズもあることから、市では各保育所での一時預かり事業を支援します。					
計画の指標となるもの	一時預かり利用人数	令和2年 15,000名	令和3年 15,000名	令和4年 7,408名	令和5年 7,871名	令和6年 8,334名
5年後の方向性	全国的な少子化による児童数の減少の一方で当市では保育所のニーズは増加しています。ついては、市では引き続き各保育所での一時預かり事業を支援します。					
支援事業No.	12	延長保育事業	保育・幼稚園課			
事業概要	現在、海老名市内の公立・私立合わせ27の保育所及び認定子ども園において、延長保育事業を実施しています。今後も保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、市は各保育所での延長保育事業を支援します。					
計画の指標となるもの	延長保育利用人数	令和2年 67,034名	令和3年 67,704名	令和4年 1,200名	令和5年 1,232名	令和6年 1,265名
5年後の方向性	全国的な少子化による児童数の減少の一方で当市では保育所のニーズは増加しています。市は引き続き各保育所での延長保育事業を支援します。					

支援事業No.	13	子育て短期支援事業	子育て相談課			
事業概要	保護者の疾病、仕事等により、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを対象に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護します。					
計画の指標となるもの	実施するための調査・研究をする	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討
5年後の方向性	ニーズ調査から把握した、保護者の疾病等のやむを得ない理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった子どもの人数を基に、ほかの事業による対応の可能性も勘案し、事業の実現に向けた検討を行います。					
支援事業No.	14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育・幼稚園課			
事業概要	各施設の設置基準や職員配置基準など、新規事業者には様々な対応が求められることから、新規参入希望事業者からの相談等に対応し、情報の提供を行います。					
計画の指標となるもの	多様な事業者の能力活用の必要性	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	認可1園	認可1園	認可1園
5年後の方向性	増加する保育ニーズに対応するため、待機児童の解消へ向けて保育所の誘致を進め、基準を満たした民間事業者には保育所設置認可を行います。					
支援事業No.	15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課			
事業概要	保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用の一部を助成します。					
計画の指標となるもの	低所得世帯への支援の必要性	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	対象世帯が円滑に保育が利用できるよう、継続して事業を実施します。					
支援事業No.	16	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	学び支援課			
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。					
計画の指標となるもの	施設定員数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,565名	1,615名	1,880名	2,000名	2,120名
5年後の方向性	学童保育クラブの需要は、大規模開発によって今後不足が生じる地域と、少子化の影響により余剰が生じる地域があり、偏在化していく状況です。このことから、学童保育クラブを必要とする地域に適切に供給できるよう配置していきます。					

支援事業No.	17	放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）	学び支援課			
事業概要	放課後の居場所づくりとして、市内13小学校の体育館や校庭を開放して子どもたちに自由あそびができる場を提供している事業です。各校多少の差がありますが、13校ほぼ毎日開催しています。					
計画の指標 となるもの	参加児童数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		60,000名	61,000名	62,000名	63,000名	64,000名
5年後の 方向性	あそびっ子クラブの需要は、共働き家庭の増加により、増加傾向が見込まれます。このことから、あそびっ子クラブ支援員の確保が必須となるため、パートナー会議で行政支援を協議しながら、支援員の口コミやあそびっ子だより等で確保をしていきます。					
支援事業No.	18	放課後子ども教室（まなびっ子クラブ）	学び支援課			
事業概要	放課後の居場所づくりの一環として、児童の学習習慣の定着をねらいとしている事業です。市内13小学校の空き教室を利用して、子どもたちに自学自習ができる場を提供し、13校ほぼ週1回開催しています。					
計画の指標 となるもの	参加児童数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		5,500名	5,700名	5,800名	5,900名	6,000名
5年後の 方向性	まなびっ子クラブの需要は、一定数見られるが、学区により人数の顕著な差が見られます。回数を増やすためには支援員の確保が必要であり、様々な会議で事業の周知を図ります。また、自学自習の場だけでなく、内容の検討も行っています。					
支援事業No.	19	妊婦健康診査	こども育成課			
事業概要	安心して出産ができるよう、妊婦の健康管理とともに、新生児の疾病や異常の早期発見の機会となるよう、妊婦健康診査を実施しています。神奈川県産婦人科医会に委託し、県内の産科等医療機関を妊婦が健診を受けた際の費用の一部を補助します。					
計画の指標 となるもの	受診件数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		12,000名	12,000名	13,000名	13,000名	13,000名
5年後の 方向性	妊婦健康診査は各種検査等にかかる費用が大きいので、1回あたりの助成額の見直しを図ります。					
支援事業No.	20	妊婦歯科健康診査	こども育成課			
事業概要	妊娠中は、むし歯や歯周病などが悪化しやすく、歯周病は早産等の原因となることがあるため、口腔内の異常の早期発見の機会となるよう、妊婦歯科健康診査を実施しています。市内歯科医療機関へ委託し、妊娠中無料（1回）で受診できます。					
計画の指標 となるもの	受診件数（実人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		400名	410名	410名	420名	420名
5年後の 方向性	受診者数が減少しないよう、周知方法の検討、実施歯科医療機関の見直し等行います。					

支援事業No.	21	乳児家庭全戸訪問事業	こども育成課			
事業概要	4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談を聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で子どもが健やかに成長できるよう支援をします。委託助産師や市の保健師、主任児童委員がご家庭を訪問します。					
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の 方向性	乳児家庭全戸訪問後、支援が必要とされた家庭に対する適切な支援方法の検討を行います。					
支援事業No.	22	すこやかマタニティスクール	こども育成課			
事業概要	初めて母親、父親になるご家庭を対象に、妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように、すこやかマタニティスクールを実施しています。助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士が支援をしています。					
計画の指標 となるもの	参加人数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		450名	450名	450名	450名	450名
5年後の 方向性	すこやかマタニティスクール参加者のニーズを調査し、実施回数、実施方法等の検討を行います。					
支援事業No.	23	特定不妊治療費助成事業	こども育成課			
事業概要	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。令和4年度から不妊治療が保険適用となったため、令和5年度以降は、事業の見直しを図ります。					
計画の指標 となるもの	助成件数（延べ人数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		100名	100名	120件	事業見直し	事業見直し
5年後の 方向性	現行の特定不妊治療に要する費用の一部を助成しながらも新たな助成について検討し、事業見直しを図ります。					
支援事業No.	24	不育症治療費助成事業	こども育成課			
事業概要	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症の診断後に実施した医療保険適用外の不育症治療を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。					
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の 方向性	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、事業を継続します。					

支援事業No.	25	乳幼児健康診査	こども育成課			
事業概要	子どもの健やかな成長を願って、4か月児、8か月児、1歳6か月児（内科・歯科）、2歳児歯科、3歳6か月児（内科・歯科）の健康診査を行います。8か月児健康診査、1歳6か月児健康診査（内科・歯科）は、委託医療機関にて個別で実施しています。					
計画の指標となるもの	各健診の受診率	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	①＝4か月児健診 ②＝3歳6か月児健診	①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%	①98% ②96%
5年後の方向性	必要な年齢の乳幼児に対して、引き続き乳幼児健康診査を実施していきます。					
支援事業No.	26	家庭訪問	こども育成課			
事業概要	乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦や乳幼児の健康、育児や母乳についての相談や育児の悩みや子どもの発達についての相談を聞き、必要な支援や情報提供を行います。助産師や保健師、栄養士がご家庭を訪問します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	家庭訪問を通じて、育児や発達の悩みを継続して支援できるよう実施していきます。					
支援事業No.	27	育児相談	子育て相談課			
事業概要	同年齢の子どもを持つ親同士が共通の話題や情報交換などができる交流の場である年齢別サロンにおいて、遊びながら気軽に子どもの心身の発達や育児に関する保護者の悩みなどの疑問を保健師や栄養士と相談できる場を提供します。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		5,352名	5,780名	683名	670名	658名
5年後の方向性	年齢に応じた遊びや絵本の読み聞かせなど、魅力あふれる基本事業で、多くの利用者呼び込み、一人でも多くの親子が、孤独感や育児不安を解消していただけるよう努めます。					
支援事業No.	28	親と子の相談支援事業	こども育成課			
事業概要	子どもの発達（言葉、動作）、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの様々な相談をする場所として、親と子の相談支援事業を実施しています。臨床心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が相談に応じています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	相談者が相談したい時に相談できるような体制づくりを検討します。					

支援事業No.	29	健康診査事後指導事業	こども育成課			
事業概要	乳幼児健康診査の事後指導として、心身の発達が気になる子どもや育児不安がある親子に対し、より良い親子関係を育み、幼児の健やかな発達を促すために実施しています。保健師、保育士、臨床心理師、栄養士が従事しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	親と子の相談支援事業と連携し、必要な親子に対して支援できる体制づくりを検討します。					
支援事業No.	30	乳幼児予防接種	こども育成課			
事業概要	予防接種法に基づく「定期接種」のワクチンを、各委託医療機関で無料接種することができます。また、予防接種スケジュールの自動作成などの機能が付いた「えび〜にゃのちっくんナビ」もご利用いただけます。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	必要な予防接種が継続的に実施できるようにします。					
支援事業No.	31	離乳食講座	子育て相談課			
事業概要	赤ちゃんの発育や発達に合わせ、離乳食を始めるタイミング、作り方や量、味付けなど、試食を交えて具体的な進め方を学ぶ講座と、講師を囲んだグループワークの二本立てで開催しています。グループワークでは親同士の情報交換や、講師への質問や悩みの共有をすることで、離乳食に関する不安や苦勞を軽減する場にもなっています。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		550名	594名	273名	268名	263名
5年後の方向性	育児相談事業とあわせて、離乳食の悩みや疑問を気軽に相談できる場を提供してまいります。また、グループワークなどの質疑応答を集約して、講座に参加されない方にも広く情報を提供していく方法を検討します。					
支援事業No.	32	むし歯予防教室	子育て相談課			
事業概要	乳幼児期は基本的な歯の健康づくりを身に付ける重要な時期ととらえ、生涯にわたって歯の健康が身に付くよう、歯磨き指導を通して、幼児のむし歯予防や望ましい食事、おやつとの与え方について学びます。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		252名	272名	143名	140名	138名
5年後の方向性	乳幼児期の歯の疑問や悩みにより丁寧かつ効率的に情報提供できる機会として、むし歯予防講座の在り方を検討します。					

支援事業No.	33	子ども医療費助成事業				国保医療課
事業概要	0歳から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの市内在住の子どもが、ケガや病気などで医療機関にかかったときの医療費を助成しています。所得制限はありません。					
計画の指標となるもの	対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		17,800名	17,800名	17,800名	21,200名	21,200名
5年後の方向性	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、継続して事業を実施します。将来にわたり事業を継続できるよう、対象年齢の見直しや一部負担金の導入など様々な方策の検証を行います。					
支援事業No.	34	新入学児童運動能力測定				文化スポーツ課
事業概要	児童の体力・運動能力の向上を目的に、新しく小学校1年生になる児童の運動能力測定を実施し、今後の運動能力向上についての意識付けとしてまいります。(競技：25m走、立ち幅跳びなど)					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	あらゆる運動(スポーツ)に興味を持つきっかけにもなる事業であるため、今後も継続して実施していきます。					
支援事業No.	35	子育て情報発信事業				こども育成課
事業概要	妊娠中の方から未就学児のいる世帯までの全世帯に、子育てガイドブック「えびな健康だより SUKUSUKU」を配布しています。携帯アプリ「子育てタウン」を通じて子育てに関する情報を発信し、子育てに関する行政情報等を積極的に発信し、周知を図ります。					
計画の指標となるもの	子育てガイドブックの配布世帯数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		8,000世帯	7,950世帯	7,900世帯	7,850世帯	7,800世帯
5年後の方向性	子育てガイドブック「えびな健康だより SUKUSUKU」は、乳幼児健診の日程等の情報を掲載しているため、継続して毎年配布します。					
支援事業No.	36	こどもセンター連携会議				こども育成課
事業概要	子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を実現させるため、福祉と教育を縦割りとし、こどもセンター連携会議等を通じて連携体制の充実を図ります。					
計画の指標となるもの	連携会議の開催回数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		4回	4回	4回	4回	4回
5年後の方向性	こどもセンターの運営に関して必要なことを調整する場として、毎年継続して開催します。					

支援事業No.	37	ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談課			
事業概要	子育て支援を受けたい人（利用会員）と援助ができる人（援助会員）が会員となって、互いに協力し合って、地域の中で子育てを支援する有償ボランティアです。					
計画の指標となるもの	活動件数	令和2年 2,197件	令和3年 2,372件	令和4年 1,743件	令和5年 1,711件	令和6年 1,681件
5年後の方向性	援助会員を増やし、利用会員の多様化するニーズに応えられるよう、地域の中での助け合いという観点で、両者の関係を維持できるようにコーディネートしていきます。					
支援事業No.	38	仕事と育児の両立支援事業	市民相談課			
事業概要	子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、育児・介護休業制度等も含めた関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。					
計画の指標となるもの	関連講座の開催回数	令和2年 1回	令和3年 1回	令和4年 1回	令和5年 1回	令和6年 1回
5年後の方向性	講座や講演会の内容やタイトルなどを工夫して、多くの子育て世帯の方々が参加していただけるようにします。					
支援事業No.	39	子育て・子育て支援事業	こども育成課			
事業概要	令和3年度に紙オムツ支給事業から子育て・子育て支援事業として事業のリニューアルを行いました。住んでいただいていることへの感謝と成長している喜びを伝えるため、出生児と各乳幼児集団健診受診対象者へ紙オムツや衛生用品などのお祝い品を贈呈します。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年 2,364名	令和3年 事業見直し	令和4年 4,100名	令和5年 4,100名	令和6年 事業見直し
5年後の方向性	リニューアル後の事業を継続しながらより良い事業内容の検討・研究を行い、より充実した子育てサポートを実現します。					
支援事業No.	40	教材費支援事業	就学支援課			
事業概要	小中学校の入学準備などにより、教育費の出費が多い小学校1年生と中学校1年生の保護者の経済的負担を軽減するため実施します。公費負担の上限は、小学校1年生で10,000円、中学校1年生で17,000円です。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和2年 2,309名	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	事業を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を実現します。					

支援事業No.	41	修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業	教育支援課			
事業概要	海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者及び中学3年生の生徒の保護者に対し、小学校6年生参加児童一人あたり上限10,000円、中学校3年生の参加生徒一人あたり上限15,000円を交付します。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2,143名	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	令和元年度より始まった事業であり、今後の望ましい修学旅行のあり方や発注方法の改善による旅行代金の抑制など、修学旅行検討委員会を中心に検討を進め、教育委員会としての提言を行います。					
支援事業No.	42	子育て支援センター	子育て相談課			
事業概要	年齢別サロン、すくすく広場、移動サロン、育児講座や、各種イベントを通して、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談、子育て支援に関する情報の提供、講習等を実施します。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		45,559名	49,203名	18,956名	18,607名	18,281名
5年後の方向性	子ども家庭相談室やこども育成課など関係各課等と連携し、より専門的な相談に的確に対応できる体制を整備するとともに、一人でも多くの親子が、足を運びたいと思える魅力ある事業の充実を図ります。					
支援事業No.	43	地域版子育て支援センター	子育て相談課			
事業概要	より身近で地域に根差した地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を、市内3か所で運営しています。運営は、民間のアイデアやノウハウを生かすため、子育て関係の民間事業者に委託をして行います。					
計画の指標となるもの	利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		22,678名	24,492名	10,846名	10,646名	10,460名
5年後の方向性	子育て支援センターとはぐはぐ広場相互に情報交換や連携を密にし、地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を図ります。また、専門的な相談に対しては、他機関とも連携して対応できる体制を整備してまいります。					
支援事業No.	44	小学校スポーツ大会の実施	教育支援課			
事業概要	子どものスポーツに対する興味、自己記録への関心、意欲の向上を図るための小学校連合運動会を開催します。					
計画の指標となるもの	市内小学6年生	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,184名	1,170名	1,152名	1,188名	1,107名
5年後の方向性	開催が暑い時期となるので、水分補給や直射日光を防止するための工夫を検討します。また、競技種目等の見直しを行います。					

支援事業No.	45	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業	文化スポーツ課			
事業概要	海老名市の姉妹都市である白石市を訪問し、歴史や文化を学び、スポーツを通じて仲間との協調性、自主性を養うことを目的として毎年違う種目でのスポーツ交流を行っています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	白石市の歴史や文化に触れあうことにより、スポーツだけでなく様々な分野に興味を持つきっかけにもなる事業であるため、今後も継続して実施を予定しておりますが、白石市の児童の減少が進んでいることから見直しが必要となる場合があります。					
支援事業No.	46	保育園等の安全監視員の配置	保育・幼稚園課			
事業概要	市内保育所の園児の安全確保のため、保育所職員と協力し敷地内及びその周辺の安全監視を行います。施設内への不審者等の侵入防止を図るとともに、もしものときには、保育所職員と連携して、園児の避難誘導を行います。					
計画の指標となるもの	園児の安全の保障	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	園児が安心して保育園生活が送れるように、今後も事業を継続していきます。					
支援事業No.	47	安全・安心子どもパトロール	保育・幼稚園課			
事業概要	園児の安全確保のため、市内認可保育園及び幼稚園等の巡回監視を行い、安全で安心な子育て環境の向上を図ります。不審者情報があった場合、現場に急行し周辺の警戒にあたります。					
計画の指標となるもの	市内保育施設における巡回監視の必要性	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	園児や保育所職員が安心・安全な保育環境を維持するために、継続してパトロールが必要と考えています。					
支援事業No.	48	学校の安全監視員の配置	就学支援課			
事業概要	市内の各小学校へ安全監視員を配置することにより、校門を監視し不審者の侵入を抑止するとともに、敷地内を巡回し、子どもの安全確保に努めています。					
計画の指標となるもの	市内小学校 各1名	令和2年 13名	令和3年 13名	令和4年 13名	令和5年 13名	令和6年 13名
5年後の方向性	事業を継続することで、安全確保に努めます。					

支援事業No.	49	通学路安全パトロールの実施				就学支援課
事業概要	市内小学生の登下校時にあわせて青色防犯パトロール（青パト）車でパトロールを実施しています。青パト車3台で市内全域のパトロールを実施しています。					
計画の指標 となるもの	青パト車3台による実施	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		3台	3台	3台	3台	3台
5年後の 方向性	事業を継続することで、安全確保に努めます。					
支援事業No.	50	児童発達支援事業				障がい福祉課
事業概要	未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。（※「障がい者福祉計画」に準じます。）					
計画の指標 となるもの	利用人数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		216名	195名	211名	228名	※
5年後の 方向性	旧児童デイサービスから毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須事業となっています。児童発達支援センターと地域の事業所との連携、それによるニーズの拡大に対応していきます。					
支援事業No.	51	保育所等訪問支援事業				障がい福祉課
事業概要	保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校等に在籍する障がい児が、他の児童と集団生活に適應できるよう当該施設を訪問し、専門的な支援を行うサービスです。（※「障がい者福祉計画」に準じます。）					
計画の指標 となるもの	利用人数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		5名	10名	14名	18名	※
5年後の 方向性	児童発達支援センター機能による関係機関との連携により増加が見込まれるため、実施事業所の拡充に努め、在園・在学児童に対するきめ細やかな支援体制を促進します。					
支援事業No.	52	医療的ケア児支援事業				障がい福祉課
事業概要	医療的ケア児の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など、保健・医療・教育・福祉等が連携した協議の場の仕組みづくりや、障がい児の成長に応じた支援の充実に向けて取り組む事業です。（※「障がい者福祉計画」に準じます。）					
計画の指標 となるもの	支援体制づくりの取り組み や支援の充実に向けた取り 組み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		事業継続	協議の場の 設置及び開催	協議の場の 開催	協議の場の 開催	※
5年後の 方向性	自立支援協議会と連携を図り、保健・医療・教育・福祉の連携による協議の場を設置し、成長に応じたきめ細やかな支援体制づくりに取り組みます。					

支援事業No.	53	放課後等デイサービス事業	障がい福祉課			
事業概要	就学児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図ります。放課後又は長期休暇中に提供するサービスです。(※「障がい者福祉計画」に準じます。)					
計画の指標となるもの	利用人数	令和2年 288名	令和3年 315名	令和4年 340名	令和5年 367名	令和6年 ※
5年後の方向性	児童発達支援センターと地域の事業所との連携、それによるニーズの拡大に対応していきます。					
支援事業No.	54	就学前後の相談支援事業	教育支援課			
事業概要	児童の教育的ニーズや状態、保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点等から、小学校入学後の支援について相談しています。また、入学後も支援については見直し・検討していきます。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	就学前から中学校卒業後までも切れ目のない相談支援が行えるよう、各関係機関との連携と、支援シートを介した個別の支援計画の作成を行っていきます。					
支援事業No.	55	支援教育補助指導員・介助員・看護介助員等配置事業	教育支援課			
事業概要	学習に困難さを抱える児童生徒に対する個別学習支援を行う「支援教育補助指導員」、配慮を要する児童生徒に対して姿勢保持・介添え・安全確保・学習活動の支援等を行う「介助員」、医療的ケアを含む支援を行う「看護介助員」を各校に配置しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	教育的支援を要する児童生徒の社会での自立に向けて、一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を今後も実施していくために、事業を継続していきます。					
支援事業No.	56	通級指導教室による児童生徒支援事業	教育支援課			
事業概要	小学生対象の言葉や聞こえに対する指導を行う「ことばの教室」、他者とのかかわり方等のコミュニケーションに関する指導を行う「そだちの教室」、中学生対象の言葉の指導を行う「じりつの教室」において、通級指導を実施しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	今後も通級する児童生徒一人ひとりに適切な支援を行っていくためにも、教室の拡張や新設、各校への巡回指導型での指導の在り方など研究していきます。					

支援事業No.	57	ひとり親家庭等家賃助成				こども育成課
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して住宅の家賃の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。					
計画の指標となるもの	対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		270名	270名	270名	270名	270名
5年後の方向性	平成30年度に改正した現在の制度を継続して実施できるよう努めます。					
支援事業No.	58	スクールライフサポート				就学支援課
事業概要	経済的な理由で小中学校の就学が困難な方に、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部の援助をしています。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,007名	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の方向性	事業を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を実現します。					
支援事業No.	59	ライフ・スタディサポート事業				学び支援課
事業概要	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等の中学生を対象とした学習支援をはじめ、日常生活習慣、活動ができる居場所づくりなどの生活支援を子どもと保護者の双方に支援を行うことで、高校等への進学を促し将来の貧困連鎖からの脱却を目指します。					
計画の指標となるもの	支援対象者の高校等進学率	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		100%	100%	100%	100%	100%
5年後の方向性	令和元年5月に策定した事業計画に基づき、事業の実績と効果を検証しながら、実施場所や対象者の拡大などを検討していきます。					
支援事業No.	60	教育訓練給付金				こども育成課
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して、資格取得にかかる講座費用の一部を助成し、主体的な能力開発を支援することにより、自立の促進を図ることを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		4名	4名	4名	4名	4名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					

支援事業No.	61	高等職業訓練促進給付金				こども育成課
事業概要	母子家庭、父子家庭等に対して、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給し生活費の負担を軽減することで、就職に有利で生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		6名	6名	6名	6名	6名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
支援事業No.	62	高等学校卒業程度認定試験合格支援制度				こども育成課
事業概要	母子家庭、父子家庭等の親及びその子ども（20歳未満）に対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用の一部を助成することにより、より良い条件での就職につなぎ、自立や生活の安定を図ることを目的とした事業です。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1名	1名	1名	1名	1名
5年後の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
支援事業No.	63	母子・父子自立支援員による相談事業				こども育成課
事業概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活の安定と向上のために、県福祉資金の貸付・子どもの養育・就業・その他生活向上のことなど、自立を促すための相談に応じています。ひとり親のサポートブックを発行し、必要な助成や手当等の情報を提供しています。					
計画の指標となるもの	相談件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1,300件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件
5年後の方向性	離婚相談から離婚後の子どもの養育など、ひとり親家庭の方への相談は長期間にわたる場合が多く、その需要も高いため、引き続き相談事業を継続します。					
支援事業No.	64	養育支援訪問事業				子育て相談課
事業概要	児童虐待の予防のため平成24年度から開始しています。育児支援が必要な家庭に保健師等が定期的に訪問し、子どもへの育児状況等を把握し、子どもの保護者にあった支援を検討し、実施するものです。					
計画の指標となるもの	支援件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		24件	24件	24件	24件	24件
5年後の方向性	家事支援員・保育士・看護師・保健師を派遣して養育状況を把握し、各家庭にあった支援を検討し実施していきます。					

支援事業No.	65	虐待防止の相談及び啓発活動	子育て相談課			
事業概要	親又は親に代わる保護者による子どもへの身体的、精神的等の虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの人権侵害にあたる児童虐待を早期に防ぐため、相談員2名を配置し、子どもの相談窓口の充実を図ります。					
計画の指標となるもの	相談（電話・来庁）件数	令和2年 1,300件	令和3年 1,300件	令和4年 1,300件	令和5年 1,300件	令和6年 1,300件
5年後の方向性	相談体制の充実を図るため、相談員は定期的に研修を受講し、スキルアップを図っていきます。また、子育て講座を開催し、子育ての悩み等の解消に努めていきます。					
支援事業No.	66	教育支援センター（えびりーぶ）	教育支援課			
事業概要	不登校や学校生活に関すること、発達や障がいに関すること、就学に関すること等について、電話相談や来所相談を行っています。また、小学校と中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	就学前から中学校卒業後も、切れ目のない相談支援が行えるように、関係各課や関係機関との連携を深めていきます。					
支援事業No.	67	不登校児童・生徒支援事業（びなるーむ）	教育支援課			
事業概要	様々な理由で不登校状態にある小中学生のための教室です。学校復帰や将来の社会的自立を目的とし、児童生徒が安心して過ごす中で、人と関わる力や学ぼうとする意欲を高めることを支援しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	不登校児童生徒に対して、より個に応じた支援ができるような体制づくりについて、今後研究していきます。					
支援事業No.	68	通訳派遣	市民相談課			
事業概要	日本語会話に困っている外国につながる幼児とご家庭が安全・安心に生活できるよう、通訳派遣システム事業に係る体制を構築します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和2年 事業継続	令和3年 事業継続	令和4年 事業継続	令和5年 事業継続	令和6年 事業継続
5年後の方向性	日常会話や文字の読み書きに問題を抱えている外国につながる幼児とご家庭のために、市が発信する情報への理解を深めるよう努めます。					

支援事業No.	69	母子健康手帳の多か国語版	こども育成課			
事業概要	母子健康手帳は、妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの一貫した健康記録になります。外国人の方には、外国語版母子健康手帳（英語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・中国語・タイ語・ハングル語・インドネシア語）を交付しています。					
計画の指標 となるもの		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	事業の継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年後の 方向性	海老名市内に在住の外国人の方が安心して妊娠・出産できるよう、引き続き交付を継続します。					